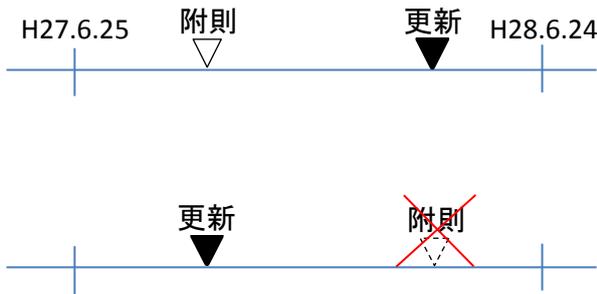


①法施行後 1年以内に更新登録を申請しない場合



法施行後1年以内に附則3条の届出が必要です。なお、この期間以外での届出や複数回の届出は不要です。

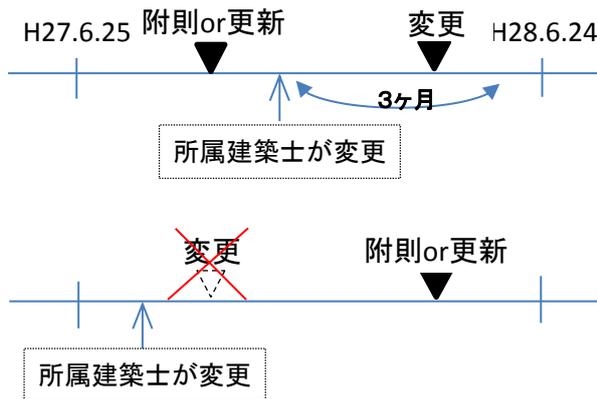
②法施行後 1年以内に更新登録を申請する場合



附則3条の届出義務の対象ではありませんが、更新登録の申請前に附則3条の届出を提出することも可能です。

更新登録を申請した後は、附則3条の届出は不要です。

③法施行後、所属建築士に変更があった場合の届出について



附則3条の届出後又は更新登録の申請後に、所属建築士に変更があった場合、3ヶ月以内に変更届の提出が必要です。

法施行後に、所属建築士の変更があっても、附則3条の届出前又は更新登録の申請前であれば、登録事項変更届の提出は不要です。

- 【凡例】
- 附則 : 附則3条の規定による建築士事務所に所属する建築士の届出書
  - 更新 : 建築士事務所登録申請書(更新)
  - 変更 : 建築士事務所登録事項変更届